

(様式 1-3)

## 新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|   |                |     |                    |                |       |
|---|----------------|-----|--------------------|----------------|-------|
| NO.   | 22             | 事業名 | 釣師浜水産業共同利用施設復興整備事業 | 事業番号           | C-7-1 |
| 交付団体  | 新地町            |     | 事業実施主体 (直接/間接)     | 新地町 (直接)       |       |
| 総交付対象事業費  | 1,068,896 (千円) |     | 全体事業費              | 1,091,102 (千円) |       |
| 事業概要  |                |     |                    |                |       |
| <p>東日本大震災により、壊滅的な被害を受けた、本町の主要な産業である水産業の、円滑かつ迅速な復興を図るため、町が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>* 消費税の増税及び資材費・工事費の上昇に伴う事業費の増額、及び事業量等の精査について申請するもの。</p> <p>共同利用施設 A=901 m<sup>2</sup><br/>漁具倉庫 A=1,273 m<sup>2</sup></p> <p>「(第一次)新地町復興計画」の 28 ページ「(3)海のあるまち再生事業にて、「漁港の復旧、堤外地・堤内地の整備など新たな漁港計画にもとづく港まちづくり、ブルーツーリズムをめざします」「岸壁の嵩上げ、電気・水道、上架・製氷施設などの復旧、防波堤、防潮堤の復旧を急ぎます」と位置づけている。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 5 月 10 日)</p> <p>残事業費を既配分予算の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、C-1-1 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画) (駒ヶ嶺地区) より 7,531 千円 (国費: H24 予算 5,648 千円)、C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (復興基盤総合整備事業) (駒ヶ嶺地区) より 14,675 千円 (国費: H26 予算 11,006 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 1,068,896 千円 (国費: 801,672 千円) から 1,091,102 千円 (国費: 818,326 千円) に増額。</p> |                |     |                    |                |       |
| 当面の事業概要   |                |     |                    |                |       |
| <p>&lt;平成 24~27 度&gt;</p> <p>設計業務、既存施設解体工事、外構工事</p> <p>&lt;平成 28 年度&gt;</p> <p>各種施設建築工事、排水管工事</p> <p>&lt;平成 29 年度&gt;</p> <p>外構工事</p>   |                |     |                    |                |       |
| 東日本大震災の被害との関係   |                |     |                    |                |       |
| <p>東日本大震災により、本町沿岸部において 900ha を超える面積が津波により被害を受け、町沿岸部にある釣師浜漁港でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けている。</p> <p>沿岸部に住んでいた多くの漁業者や水産加工業者は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫なども失っており、将来の見通しが立っていない状況にある。さらに追い打ちをかけるように、原発事故によって漁業再開の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>震災前に共同利用施設を所有していた相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがない状況で復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することは厳しい。町の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことが危惧されることから、町が水産業基盤整備を実施し、いち早い水産業の再開を支援するために本事業を実施する。</p>   |                |     |                    |                |       |
| 関連する災害復旧事業の概要   |                |     |                    |                |       |
| <p>災害復旧事業により、釣師浜漁港の岸壁や防波堤の復旧が進められており、平成 27 年度までに完了予定となっている。しかし災害復旧業では施設の復旧費算定に経年減価方式を採用するため、本町の古い被災施設・設備等を復旧する場合には自己負担が大きく、現在の相馬双葉漁業協同組合では復旧が難しい状況にあるため、本事業の導入により整備促進を図る。</p>   |                |     |                    |                |       |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|   |            |     |                            |            |       |
|---|------------|-----|----------------------------|------------|-------|
| NO.   | 21         | 事業名 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（復興整備実施計画） | 事業番号       | C-1-1 |
| 交付団体  | 新地町        |     | 事業実施主体（直接/間接）              | 新地町（直接）    |       |
| 総交付対象事業費  | 35,000（千円） |     | 全体事業費                      | 29,352（千円） |       |
| 事業概要  |            |     |                            |            |       |
| <p>J R 駒ヶ嶺駅付近に位置する農地における地盤沈下の状況を調査し、津波被害の軽減に必要な対策を検討する。</p> <p>また、津波被害を受けた西田地区において、除塩事業により復旧した水田で今年度作付を行ったが、8 月以降に一部で生育障害が発生したため、生育障害の原因の調査を実施し、原因の特定とその対策に必要な調査計画を実施する。</p> <p>対象：新地地区実施計画一式（事業名「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」予定面積 100ha）<br/>「第 1 次 新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます。」と記述。</p> <p>（事業間流用による経費の変更）（平成 29 年 5 月 10 日）<br/>実施計画契約差金発生理由により調査設計費の額が 5,648 千円（国費：5,648 千円）減額したため、C-7-1 釣師浜水産業共同利用施設復興整備事業（釣師浜漁港）へ 5,648 千円（国費：H24 予算 5,648 千円）を流用。これにより、交付対象事業費 35,000 千円（国費：35,000 千円）から 29,352 千円（国費：29,352 千円）に減額。</p> |            |     |                            |            |       |
| 当面の事業概要   |            |     |                            |            |       |
| <p>&lt;平成 24 年度&gt;<br/>調査、測量・概略設計。<br/>（追加分）原因調査、対策に必要な検討を行う。</p>  |            |     |                            |            |       |
| 東日本大震災の被害との関係   |            |     |                            |            |       |
| <p>J R 駒ヶ嶺駅付近の水田においては、津波被害や地盤沈下による排水不良が生じている。駒ヶ嶺地区幹線排水路については地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までかなりの日数を要した。</p> <p>一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差する J R 常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業を J R 運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。</p> <p>津波被害を受けた水田において生育障害が発生していることから、その対策を行うことにより、震災前までの収量の回復を図る。</p> <p>本地業により、地盤沈下の状況等の現地調査及び生育障害の原因の調査を行い、復旧復興に必要な対策を検討し、その結果を踏まえて必要な事業を選択、実施することとしている。</p>   |            |     |                            |            |       |
| 関連する災害復旧事業の概要   |            |     |                            |            |       |
| <p>駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において、災害復旧事業が進められている。周辺農地については、福島県相双農林事務所により「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、町事業として復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。</p>   |            |     |                            |            |       |

(様式 1 - 3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

|  |              |                |                                  |      |       |
|--|--------------|----------------|----------------------------------|------|-------|
| NO.  | 63           | 事業名            | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業<br>(復興基盤総合整備事業) | 事業番号 | C-1-4 |
| 交付団体   | 新地町          | 事業実施主体 (直接/間接) | 新地町 (直接)                         |      |       |
| 総交付対象事業費   | 496,000 (千円) | 全体事業費          | 481,325 (千円)                     |      |       |
| 事業概要   |              |                |                                  |      |       |
| <p>JR 駒ヶ嶺駅付近に位置する農地において、駒ヶ嶺地区実施計画一式で現地状況を調査した結果、地盤沈下に伴い用排水路の流下能力が低下していることから、排水路の拡幅及び用水路の整備及び安全施設 (フェンス) を含め総合的に整備し当地区の復旧復興を促進する。</p> <p>○農業生産基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業用排水施設整備 (用水路工 L=6,556m、排水路工 L=993m)</li></ul> <p>○集落生活環境施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・集落防災安全施設整備 (防護柵工 L=1,500m)</li></ul> <p>「第一次 新地町復興計画」の 13 ページ「(2) 仕事の復興①農業の復興」にて、「排水機場の復旧及び排水路の整備を計画的に行い、農業経営再開に向けた支援に取り組みます」と記述。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 5 月 10 日)</p> <p>整備工事費契約差金発生 の理由により本工事費の額が 14,675 千円 (国費: 11,006 千円) 減額したため、C-7-1 釣師浜水産業共同利用施設復興整備事業 (釣師浜漁港) へ 14,675 千円 (国費: H26 予算 11,006 千円) を流用。これにより、交付対象事業費 496,000 千円 (国費: 372,000 千円) から 481,325 千円 (国費: 360,994 千円) に減額。</p> |              |                |                                  |      |       |
| 当面の事業概要  |              |                |                                  |      |       |
| <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p> <p>水路詳細設計・用地測量</p> <p>&lt;平成 26 年度&gt;</p> <p>JR 横断・町道横断箇所の設計及びボーリング調査、用地買収、一部工事に着手。</p> <p>&lt;平成 27 年度&gt;</p> <p>工事実施</p>   |              |                |                                  |      |       |
| 東日本大震災の被害との関係  |              |                |                                  |      |       |
| <p>JR 駒ヶ嶺駅付近の水田においては、津波による被害や地盤沈下が生じている。駒ヶ嶺地区幹線排水路は地盤沈下に伴う流下能力の低下により津波被害の解消までにかかなりの日数を要した。また、農地も地盤沈下により排水不良を生じており用排水路の沈下による流下能力の低下を解消し地区の湛水を防止するため、排水路の拡幅整備を進め、別途実施される排水機場の復旧と合わせて排水能力の向上を図る必要がある。</p> <p>一方、駒ヶ嶺地区幹線排水路と交差する JR 常磐線については当地区以北で受けた甚大な津波被害のため移設整備の方向だが、数年後の開通となる見通しのため、当事業を JR 運休期間に実施すれば、工期の短縮と事業費の抑制が可能となる。</p>  |              |                |                                  |      |       |
| 関連する災害復旧事業の概要  |              |                |                                  |      |       |
| <p>駒ヶ嶺地区幹線排水路の下流部で、地蔵川や立田川との合流部に位置する駒ヶ嶺排水機場において災害復旧事業が進められている。周辺農地については、「除塩対策工事地区」と「農地復旧工事地区」に位置づけられ、復旧を図っているが、排水路の流下能力の向上は災害復旧工事の対象とはなっていない。</p>  |              |                |                                  |      |       |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|  |    |             |                           |  |             |       |
|--|----|-------------|---------------------------|--|-------------|-------|
| NO.  | 34 | 事業名         | 雁小屋北側接続道路整備事業(市街地相互の接続道路) |  | 事業番号        | D-1-7 |
| 交付団体   |    | 新地町         | 事業実施主体(直接/間接)             |  | 新地町(直接)     |       |
| 総交付対象事業費   |    | 132,850(千円) | 全体事業費                     |  | 148,850(千円) |       |
| 事業概要   |    |             |                           |  |             |       |
| <p>防災集団移転促進事業による移転先地区の1つである雁小屋団地と県道赤柴中島線とを接続する道路であり、新地町中心部や国道6号との連絡を図るものである。現況は、圃場整備により整備された未舗装の農道であり、防災集団移転整備事業に伴い拡幅工事と町道認定を行うものである。</p> <p>当団地には南側からのアクセスも考えられるが、新地高校や被災高齢者共同住宅が立地するため、当路線の整備により南側の地区における通過交通の発生を極力少なくすることが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・延長：L=0.2km、W=5.5(7.0)m</li></ul> <p>「第一次 新地町復興計画」の22ページ「(1) すまい再建事業、①防災集団移転促進事業」を参照。<br/>(事業間流用による経費の変更)(平成29年5月10日)</p> <p>労務単価費上昇の理由により本工事費が増額したため、D-4-2 新地町原地区災害公営住宅整備事業(原地区)より16,000千円(国費：H23 予算12,400千円)を流用。これにより、交付対象事業費は132,850千円(国費：102,958千円)から148,850千円(国費：115,358千円)に増額。</p> |    |             |                           |  |             |       |
| 当面の事業概要  |    |             |                           |  |             |       |
| <p>&lt;平成24年度&gt;<br/>調査、測量・道路設計・橋梁概略設計。</p> <p>&lt;平成25、26年度&gt;<br/>橋梁詳細設計、用地買収・物件補償、道路改良工事</p> <p>&lt;平成27年度&gt;<br/>道路改良工事、橋梁下部工、橋梁上部工。</p>  |    |             |                           |  |             |       |
| 東日本大震災の被害との関係  |    |             |                           |  |             |       |
| <p>沿岸部において津波により全壊した集落を災害危険区域に指定(H23.12.27告示)したため、移転先住宅地を概ね標高10m以上の丘陵地を主な移転先候補として、集団移転に対応する住宅地の造成を図る。</p>   |    |             |                           |  |             |       |
| 関連する災害復旧事業の概要  |    |             |                           |  |             |       |
| なし。  |    |             |                           |  |             |       |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。  |    |             |                           |  |             |       |
| 関連する基幹事業   |    |             |                           |  |             |       |
| 事業番号   |    |             |                           |  |             |       |
| 事業名  |    |             |                           |  |             |       |
| 交付団体   |    |             |                           |  |             |       |
| 基幹事業との関連性  |    |             |                           |  |             |       |
|  |    |             |                           |  |             |       |

(様式 1-3)

新地町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

|  |              |     |                  |              |       |
|--|--------------|-----|------------------|--------------|-------|
| NO.  | 9            | 事業名 | 新地町原地区災害公営住宅整備事業 | 事業番号         | D-4-2 |
| 交付団体   | 新地町          |     | 事業実施主体 (直接/間接)   | 新地町          |       |
| 総交付対象事業費   | 143,500 (千円) |     | 全体事業費            | 129,328 (千円) |       |
| 事業概要   |              |     |                  |              |       |
| <p>自力再建が困難な世帯に向け、入居者を被災者に限定した公営住宅を建設し、町内への定住を図る。住戸タイプとしては、木造戸建てタイプを想定する。</p> <p>戸数：6 戸</p> <p>(「(第一次)新地町復興計画」の 22、23 ページ「(1) すまい再建事業、③災害町営住宅整備事業」を参照)</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 5 月 10 日)</p> <p>整備工事費契約差金発生理由により本工事費の額が 14,172 千円(国費:12,400 千円)減額したため、D-1-7 雁小屋北側接続道路整備事業(市街地相互の接続道路)(雀塚(雁小屋)地区北側)へ 14,172 千円(国費:H23 予算 12,400 千円)を流用。これにより、交付対象事業費 143,500 千円(国費:125,562 千円)から 129,328 千円(国費:113,162 千円)に減額。</p> |              |     |                  |              |       |
| 当面の事業概要  |              |     |                  |              |       |
| <p>&lt;平成 24 年度&gt;</p> <p>測量等調査・実施設計・用地取得。</p> <p>造成工事・建築工事。</p> <p>&lt;平成 25 年度&gt;</p>  |              |     |                  |              |       |
| 東日本大震災の被害との関係  |              |     |                  |              |       |
| <p>町内においては、津波と地震による被災家屋(全壊、大規模半壊、半壊の合計)が約 600 戸にのぼっており、災害危険区域からの防災集団移転促進事業も別途進められることから、自力再建が困難な世帯の存在が想定されるため、新たに災害公営住宅の整備が必要である。</p>   |              |     |                  |              |       |
| 関連する災害復旧事業の概要  |              |     |                  |              |       |
| <p>(特になし)</p>  |              |     |                  |              |       |
| ※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。  |              |     |                  |              |       |
| 関連する基幹事業   |              |     |                  |              |       |
| 事業番号   |              |     |                  |              |       |
| 事業名  |              |     |                  |              |       |
| 交付団体   |              |     |                  |              |       |
| 基幹事業との関連性  |              |     |                  |              |       |
|  |              |     |                  |              |       |